

基本的法制度に関する世論調査

平成21年12月

(N=1,944)

Q1 あなたは、今までに、裁判所を見学したり、裁判を傍聴したりしたことがありますか。

(12.9)

ある

(87.1)

ない

Q2 [回答票1] 死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

(5.7)

(ア)

どんな場合でも死刑は
廃止すべきである

(85.6)

(イ)

場合によっては死刑
もやむを得ない

(8.6)

わからない・
一概に言えない

↓
(Q2で「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」と回答した方に)

(N=111)

SQa1 [回答票2] 「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつでもあげてください。

(M.A.)

- (30.6) (ア) 人を殺すことは刑罰であっても
人道に反し、野蛮である
(42.3) (イ) 国家であっても人を殺すことは
許されない
(43.2) (ウ) 裁判に誤りがあったとき、死刑に
してしまうと取り返しがつかない
(18.9) (エ) 凶悪な犯罪を犯した者でも、更生
の可能性がある
(29.7) (オ) 死刑を廃止しても、そのために凶
悪な犯罪が増加するとは思わない
(55.9) (カ) 生かしておいて罪の償いをさせた
方がよい
(0.9) その他 ()
(ー) わからない (M.T.=221.6)

↓
(Q2で「場合によっては死刑もやむを得ない」と回答した方に)

(N=1,665)

SQb1 [回答票4] 「場合によっては死刑もやむを得ない」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつでもあげてください。

(M.A.)

- (53.2) (ア) 凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ
(54.1) (イ) 死刑を廃止すれば、被害を受けた人
やその家族の気持ちがおさまらない
(51.5) (ウ) 死刑を廃止すれば、凶悪な犯罪が
増える
(41.7) (エ) 凶悪な犯罪を犯す人は生かして
おくと、また同じような犯罪を犯す
危険がある
(0.4) その他 ()
(1.1) わからない (M.T.=201.9)

SQa2 [回答票3] 死刑を廃止する場合には、すぐに全面的に廃止するのがよいと思いますか、それともだんだんに死刑を減らしていく、いずれ全面的に廃止する方がよいと思いませんか。

- (35.1) (ア) すぐに、全面的に廃止する
(63.1) (イ) だんだん死刑を減らしていく、
いずれ全面的に廃止する
(1.8) わからない

SQb2 [回答票5] 将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思いませんか。

- (60.8) (ア) 将来も死刑を廃止しない
(34.2) (イ) 状況が変われば、将来的には、
死刑を廃止してもよい
(5.0) わからない

(全員の方に)

Q3 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見がありますが、あなたはどのようにお考えになりますか。

- (62.3) 増える
(9.6) 増えない
(28.0) わからない・一概には言えない

(資料1を提示して、対象者によく読んでもらってから質問する。)

【資料1】

「公訴時効」制度とは、犯罪が行われた後、法律の定める一定の期間が経過すると、犯人を処罰するための裁判をすることができなくなる制度です。死刑が科されることがある最も刑の重い犯罪（殺人など）では、時効になるまでの期間は25年とされています。

Q4 あなたは、公訴時効制度について知っていますか。

- (76.1) 知っている (23.9) 知らない

Q5 [回答票6] 殺人など死刑が科されることがある最も刑の重い犯罪の時効になるまでの期間が、25年とされていることについて、あなたはどう思いますか。この中から1つだけお答えください。

- (6.0) (ア) 長すぎる
(4.0) (イ) どちらかといえば長すぎる
(22.5) (ウ) これくらいでよい
(19.8) (エ) どちらかといえば短すぎる
(35.1) (オ) 短すぎる
(12.6) わからない・一概には言えない
- (SQ aへ)
→ (SQ b 1、SQ b 2へ)
→ (SQ b 2へ)

(Q5で「長すぎる」、「どちらかといえば長すぎる」、「これくらいでよい」と回答した方に)

SQ a [回答票7] あなたが、殺人など死刑が科されることがある最も刑の重い犯罪について、25年では「長すぎる」、「どちらかといえば長すぎる」又は「これくらいでよい」と思う理由は何ですか。この中からいくつでもあげてください。(M.A.)

(N=631)

- (49.4) (ア) 時間の経過とともに、正しい裁判を行うための証拠が集めにくくなる
(17.6) (イ) 時間の経過とともに、犯人を処罰してほしいと思う被害者の気持ちが薄れる
(19.3) (ウ) 時間の経過とともに、犯人を処罰するべきであるという社会的な要請が弱まる
(12.7) (エ) 犯人が処罰されずに一定の期間が過ぎたという状態を尊重するべきである
(36.6) (オ) いつまでも捜査を行うこととすると、人手や費用がかかりすぎる
(28.5) (カ) 犯人が処罰される機会を広げても、凶悪な犯罪を減らすことにはつながらない
(1.4) その他 ()
(5.1) わからない

(M.T.=170.7)

(Q5で「どちらかといえば短すぎる」、「短すぎる」と回答した方に)

SQ b 1 [回答票8] あなたが、殺人など死刑が科されることがある最も刑の重い犯罪について、25年では「短すぎる」または「どちらかといえば短すぎる」と思う理由は何ですか。この中からいくつでもあげてください。(M.A.)

(N=1,068)

- (36.9) (ア) その程度の期間が経過しても、十分な証拠が集められ、犯人が判明する場合がある
- (55.2) (イ) その程度の期間が経過しても、犯人を処罰してほしいと思う被害者の気持ちが薄れることはない
- (24.9) (ウ) その程度の期間が経過しても、犯人を処罰するべきであるという社会的な要請が弱まることはない
- (79.8) (エ) 時間の経過によって、犯人が処罰されなくなるというのはおかしい
- (30.2) (オ) 捜査をする労力をかけてでも事件の真相を明らかにする必要がある
- (36.4) (カ) 犯人が処罰される機会を広げて、凶悪な犯罪を減らすことにつなげる必要がある
- (1.0) その他 ()
- (0.7) わからない

(M.T.=265.3)



(Q5で「どちらかといえば短すぎる」、「短すぎる」または「わからない・一概には言えない」と回答した方に)

SQ b 2 [回答票9] それでは、殺人など死刑が科されることがある最も刑の重い犯罪の公訴時效制度について、どのように見直すのがよいと思いますか。この中から1つだけお答えください。

(N=1,313)

- (45.1) (ア) 死刑が科されることがある最も刑の重い犯罪（殺人など）の公訴時效制度を廃止する
- (19.8) (イ) 事情にかかわらず、時效になるまでの期間を25年よりも長くする
- (25.7) (ウ) 一定の事情がある場合には、時效になるまでの期間を25年よりも長くできるようにする
- (0.5) その他 ()
- (9.0) わからない

注： Q5で「どちらかと言えば短すぎる」又は「短すぎる」と回答した方 (N=1,068) の集計結果は、(ア) (49.3)、(イ) (22.1)、(ウ) (25.9)、その他 (0.3)、わからない (2.3) であった。

(全員の方に)

(資料2を提示して、対象者によく読んでもらってから質問する。)

【資料2】

「更生保護」とは、犯罪を犯した人に対し、地域の中で適切な処遇を行うことにより、その立ち直りを支援し、再犯を防止する活動です。

Q6 [回答票10] あなたは、更生保護という言葉をお聞きになったことがありますか。この中から1つだけお答えください。

- (44.4) (ア) 言葉の意味を知っている
- (26.6) (イ) 意味は知らないが、言葉は聞いたことがある
- (28.0) (ウ) 聞いたこともない
- (0.9) わからない

Q7 [回答票11] 更生保護は、あなたが生活する地域の安全・安心につながる活動だと思いますか。この中から1つだけお答えください。

- (29.6) (ア) そう思う
 - (36.6) (イ) どちらかといえばそう思う
 - (14.2) (ウ) どちらかといえばそう思わない
 - (7.5) (エ) そう思わない
 - (12.1) わからない
-

Q8 [回答票12] 更生保護の観点から、犯罪を犯した人の再犯を防止するためには、具体的には、どのようなことが必要だと思いますか。この中からいくつでもあげてください。 (M.A.)

- (60.6) (ア) 保護観察官や保護司による一人一人の問題性に応じたきめ細やかな指導を充実強化する
- (36.1) (イ) 家庭や学校の教育・指導機能を向上する
- (33.8) (ウ) 犯罪を地域の問題として捉え、地域ぐるみで立ち直りを援助する
- (29.9) (エ) 企業や事務所における雇用を促進する
- (38.4) (オ) 被害者の心情を理解させる
- (0.3) その他 ()
- (1.9) 特にない
- (6.9) わからない

(M.T.=207.9)

Q9 [回答票13] あなたご自身は、犯罪を犯した人の立ち直りを支援し、再犯を防止する更生保護活動に協力したい気持ちはありますか。この中から1つだけお答えください。

- (11.9) (ア) ある
 - (29.8) (イ) どちらかといえばある
 - (28.3) (ウ) どちらかといえばない
 - (22.8) (エ) ない
 - (7.2) わからない
-

(資料3を提示して、対象者によく読んでもらってから質問する。)

【資料3】

「社会を明るくする運動」とは、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な地域を築くために、法務省が主唱して、毎年7月を強調月間として実施している運動です。

Q10 [回答票14] あなたは、「社会を明るくする運動」という言葉をお聞きになったことがありますか。この中から1つだけお答えください。

- (16.4) (ア) 言葉の意味を知っている
- (22.7) (イ) 意味は知らないが、言葉は聞いたことがある
- (60.2) (ウ) 聞いたこともない
- (0.7) わからない

『フェース・シート』

F 1 【 性 】

(45.0) 男 性 (55.0) 女 性

F 2 【年 齢】 あなたのお年は満でおいくつですか。

(4.0)	20~24 歳	(7.9)	40~44 歳	(11.7)	60~64 歳
(4.2)	25~29 歳	(9.3)	45~49 歳	(10.9)	65~69 歳
(6.2)	30~34 歳	(8.7)	50~54 歳	(20.6)	70 歳以上
(7.9)	35~39 歳	(8.6)	55~59 歳		

F 3 【回答票 22】【従業上の地位】 あなたのお仕事についてお伺いします。あなたは、この中のどれにあたりますか。

- ↓
- | | |
|--------|-----------------------------|
| (45.1) | (ア) 雇用者 (役員を含む) |
| (10.0) | (イ) 自営業主 (家庭内職者を含む) |
| (2.1) | (ウ) 家族従業者 |
| (42.8) | (エ) 無職 (主婦、学生を含む) → (SQ bへ) |

S Q a 【職 業】 あなたのお仕事の内容は何ですか。
(具体的に記入して、下の該当する項目に○をする)

(N=1,111)

{ } }

(5.5)	管 理 職	(31.6)	販売・サービス・保安職
(13.4)	専門・技術職	(4.9)	農林漁業職
(21.2)	事 務 職	(23.5)	生産・輸送・建設・労務職

S Q a で、職業について質問した方は、調査終了

(F 3で「4 (エ) 無職 (主婦、学生を含む)」と回答した方に)

S Q b 【主婦、その他の無職】 あなたは主婦ですか。

(N=833)

(58.0)	主 婦	(42.0)	その他の無職
--------	-----	--------	--------